

## 小樽都市計画 区域区分（素案） ～ 区域区分の見直しの方針 小樽市 ～

区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）は、北海道が定める都市計画です。

北海道では、現在の小樽都市計画区域の区域区分の目標年が平成22年であることから、平成22年3月頃を目途として、見直しを予定しています。

小樽市では、北海道が今回区域区分を見直すに当たり、小樽市の素案（見直し案）を北海道に提出する予定です。

このため、小樽市の素案をまとめるに当たって、市民の皆様にご意見を募集し、反映したいと考えております。

なお、ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしません。重複したご意見を適宜取りまとめた上で、案への反映の考え方を公表していく予定です。

次ページ以降に、「区域区分（素案）」について説明しています。



## 1 区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）とは

区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）は、北海道が定める都市計画です。

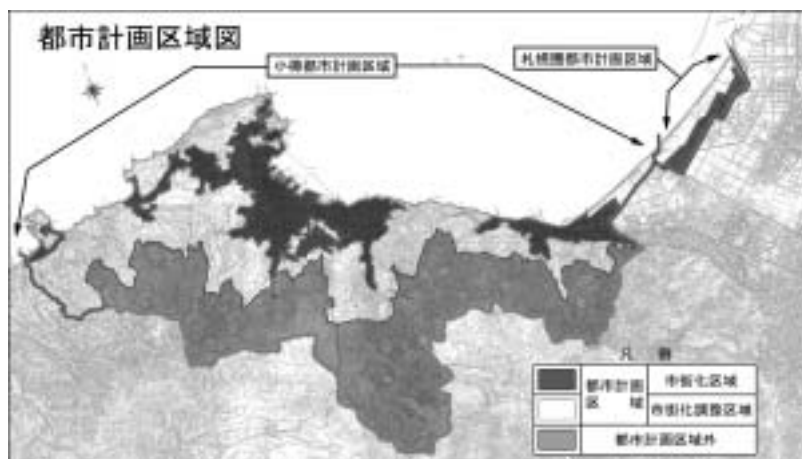
市街地として積極的に整備する区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）とに都市計画区域を区分し、無秩序な市街化の拡大による環境の悪化の防止と計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成を図ることを目的として、昭和43年（1968年）の新都市計画法により創設された制度です。

平成12年の都市計画法の改正により、都道府県が地域の实情に応じて区域区分を導入するか否かを選択できることとなっています。

小樽都市計画区域では、昭和45年（1970年）に区域区分を定めて以来、現在に至るまで継続して区域区分を定めています。

平成21年現在の市街化区域の面積は3,848ha、市街化調整区域の面積は9,125haとなっています。

本区域では、この制度に基づき、現在まで良好な市街地の形成に努めてきたところであります。



## 2 区域区分の見直しの視点

本区域の区域区分は、おおむね5年ごとを目処としまして、これまでに5回の定時見直しを行い、今回が6回目の見直しとなります。

北海道では、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」とします。）と同様に小樽都市計画区域の区域区分を平成22年3月頃、見直す予定であります。

小樽市では、北海道が今回区域区分を見直すにあたり、整開保と同様に、素案（見直し案）を北海道に提出する予定となっています。

このため、区域区分の素案（見直し案）を作成するにあたり、基本的な考え方を整理するために、北海道の土地利用の考え方などを基本として、小樽市総合計画などにおける土地利用の考え方、整開保の目標年である平成32年までの人口・産業の見通しなどの視点で、区域区分の決定の有無と市街化区域の拡大の必要性について検討しました。

### 北海道の土地利用の考え方等

#### 北海道都市計画マスタープラン

今後の北海道の都市の将来像や都市計画のあり方等について目指すべき方向性を示し、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めていく際の道筋を示すものとして平成14年に策定しています。

北海道では、この計画において、区域区分の考え方を以下のとおり示しています。

- ・市街化区域は、市街地内の人口・産業を適切に収容する規模とします。
- ・都市における人口、産業の動向や少子高齢化の進行といった現象を総合的に勘案し、市街化区域の拡大は基本的に抑制していきます。

### **「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」**

北海道では、安全で快適な都市生活を持続可能とする地域社会を目指していくため、平成18年7月に策定しています。

この方針において、北海道では、既成市街地における土地利用を合理的に行いながら市街地の外縁部の無秩序な拡大抑制と、中心市街地としての機能の集積を同時に行うことが、持続可能な都市を構築するためには実効性が高いことから、土地利用制度による規制と都市機能の集積等の支援措置に取り組むこととしており、コンパクトなまちづくりを進めるための4つの視点として、「市街地の無秩序な拡大抑制」、「既成市街地の都市機能の適正立地」、「中心市街地への都市機能の集積」、「中心市街地の賑わいづくり」などを掲げています。

**市街化区域の無秩序な拡大を抑制し、市街地への都市機能の集積に努める。**

## 小樽市の土地利用の考え方等

### **「第6次小樽市総合計画」(平成21年4月策定)**

海と山に囲まれ平地の少ない本市の地形的な特性や土地利用の経緯、実態などを考慮し、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興など適切に図られるよう、調和の取れた土地利用を進めます。

### **「小樽市都市計画マスタープラン」(平成15年4月策定)**

自然環境との調和を図りながら、快適な都市環境と機能的な都市活動を確保するため、計画的・効率的な土地利用を進めます。

このため、都市計画で定める市街化区域と市街化調整区域の枠組みを今後とも保持し、都市機能を計画的に整備する市街化区域の範囲は、概ね現状を維持します。

**自然環境の保全や都市機能の充実を図り、調和の取れた土地利用を進めます。**

## 小樽市の人口及び産業の動向

### **人 口**

小樽市の人口は、昭和39年の207,093人までは一貫して増加していましたが、その後は減少が続き、平成17年度国勢調査人口は、142,161人となっています。

平成32年の人口は、少子高齢化等の影響を受け、116,700人としています。

平成32年の人口は小樽市独自推計

	平成17年 (基準年)	平成32年 (目標年)
都市計画 区域内人口	142.2 千人	おおむね 116.7 千人
市街化区域内 人 口	140.9 千人	おおむね 115.8 千人

## 産業

生産規模や就業者数は、減少傾向にあります。

		平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
生産規模	工業出荷額	1,381 億円	1,260 億円
	卸小売販売額	3,171 億円	2,850 億円
就業者数	第 1 次産業	0.9 千人	おおむね 0.5 千人
	第 2 次産業	11.5 千人	おおむね 10.4 千人
	第 3 次産業	46.9 千人	おおむね 43.3 千人

人口や産業規模は減少傾向にあります。

## 都市の現状と課題

中心市街地においては、定住人口の減少や商業機能が低下するとともに、未利用地や空き店舗が増加傾向にあります。

本区域は、平地が少なく起伏に富んだ地形に加え、古くからの街並みも残っており、狭あいや勾配の急な道路などが多いことから、都市計画道路などの都市基盤整備は、未だ低い水準にあります。

社会環境の変化などにより、安全・安心、景観・環境など生活環境に対する関心が高まりつつあります。

既成市街地の都市機能の充実を図る必要があります。

## 3 小樽都市計画 区域区分（素案）～区域区分の見直しの方針～

以上のことから、区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）の見直しにかかる小樽市の方針は次のとおりとします。

現市街地については、現状を維持することを基本としつつ、必要に応じて計画的な市街地の充実・整備を図り、今後とも無秩序な市街地の拡大を抑制し、農林漁業との調和を図っていくために、引き続き区域区分を定める。

人口や産業規模が縮小傾向にあり、また既成市街地の都市機能の充実を図る必要があることから、新たな市街地を整備するための市街化区域の拡大は行わない。